



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農村の振興</p> <p>《政策分野》 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等 集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>&lt;施策名&gt; 集約とネットワーク化による集落機能の維持等 農村において、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある状況にある中、農村コミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>&lt;達成目標&gt; 農村部における人口の社会減の抑制（平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減を平成32年度までに減少率の5%抑制する）</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	本措置を含む農工制度の推進により、例年、新たな実施計画の策定や実施計画の変更、拡大が行われており、新たに農工団地に立地決定する企業も120社程度存在しているなど、農村における雇用を創出し、「農村部における人口の社会減の抑制」に寄与している
有効性	要望の措置の適用見込み	平成28年度見込み 35件 (内訳) 25件(近年の実績の平均値) + 10件(平成28年度以降は農村地域要件の緩和により対象となった地域において2計画程度の新規策定が見込まれることから、1計画当たり5件×2計画=10件の増加を見込む。)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	個人に農用地等を提供するインセンティブを付与することにより、地方公共団体等が必要な工場用地等を円滑に確保でき、農村地域への工業等の導入が促進され、農村地域の就業機会の拡大、地域経済の活性化が図られる。当該措置が無い場合、農村地域への工業等導入に際してのメリット効果が減少するため、就業機会の確保に支障を来すおそれがある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例は、個人が農地等を提供する際の優遇措置であり、農地等の工場用地等への転換及び当該農地等の代替となる農地の円滑な取得を図る上で、効果的かつ必要最小限の措置である。また、農山村地域の活力低下は食料・水の確保など国民生活の安全保障の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化などにつながりかねない国家的な課題であり、農山村地域の活性化を図るための本措置は妥当性がある。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 23 年度実績 9 件、減税額 3.3 百万円          平成 24 年度実績 14 件、減税額 5.5 百万円          平成 25 年度実績 39 件、減税額 6.4 百万円          平成 26 年度実績 24 件、減税額 3.3 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置を含む農工制度の推進により、企業の立地を支援し、地域の就業機会の拡大、地域経済の活性化を促進した結果、平成 26 年度末現在では、736 市町村において約 9,000 社の企業が立地決定し、約 62 万人の雇用が確保されている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 46 年創設、昭和 49 年・昭和 50 年・昭和 63 年延長。          平成 3 年度変更 期限なし。</p>